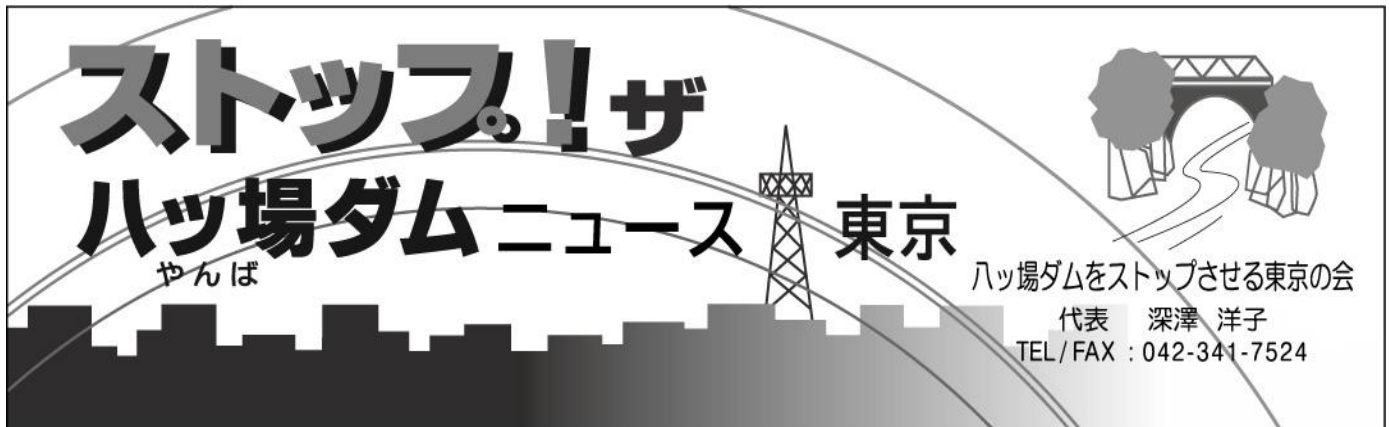




高裁、埼玉も不当判決に終わる

10月7日、ハッ場ダム住民訴訟の最後の高裁判決が、埼玉で提訴された裁判で出されましたが、またしても一方的な不当判決でした。判決は利水、治水についてそれぞれ、「(控訴人らの)主張はひとつの評価としてはあり得る指摘であるとしても」というリップサービスをしながら、行政追認に墮しています。原告側はただちに上告しました。

東京の裁判は一番早く上告していますので、最高裁からの通知がいつ来てもおかしくありません。これまでに東京の裁判では次々と最高裁に書面を提出し、粘り強く主張を重ねています。高橋弁護団長にその解説を書いて頂きました(p3, 4)。

一方、現地では本体工事が目前に迫る中、土壌汚染や今も水没予定地に住む住民の生活破壊の問題が浮上しています。現地の事情に精通するハッ場あしたの会の渡辺さんの報告をぜひお読み下さい。(深澤)

ハッ場ダム予定地は今、どうなっているのか？

渡辺洋子 (ハッ場あしたの会事務局)

ハッ場ダム予定地を走る吾妻線は、10月1日より新線に切り替わり、代替地に建設された新しい川原湯温泉駅が営業を開始しました。川原湯地区と川原畑地区を結ぶ「ハッ場大橋」(湖面1号橋)も同じ日に開通し、当日は盛大な式典が開催されました。

しかし真新しい駅舎の周りでは、道路工事や砂防工事が延々と続いており、ダム関連工事は今も終わりが見えません。ハッ場大橋の開通によって付替え国道からのアクセスがよくなった川原湯温泉の代替地では、王湯会館が7月に開館し、やまた旅館、山木館、民宿山水に続いて、間もなく丸木屋旅館も開業の予定ですが、本体工事が始まると大規模な飯場が作られるともいわれ、ダム事業との共存が露わになってきています。

「現地再建」の掛け声とは裏腹に、世帯数の四分の三が流出した川原湯、川原畑地区では、地域の衰退とともに、盛り土造成の安全性が懸念されてきましたが、8月にはさらに有害物質を含む「鉄鋼スラグの問題」が浮上しました。

有害な鉄鋼スラグ

(株)大同特殊鋼・渋川工場より出荷された環境基準を超える有害スラグは、発端は渋川市内でしたが、今年に入って県内各地の公共工事現場で使われたことが明らかになってきました。毎日新聞は8月5日、一面トップでハッ場の代替地のスラグ汚染を報じました。

これを受けて国交省ハッ場ダム工事事務所では、9月18日より調査を開始しました。環境基準を超えるフッ素、六価クロムなどを含む(株)大同特殊鋼の鉄鋼スラグは、代替地の地表だけでなく、道路の路床、擁壁の裏込め材など様々な場所で使われたとされ、根



▲「川原湯温泉駅前に掲げられた住民有志による看板—有害な鉄鋼スラグを撤去せよ」(10/1撮影)

本的な解決策は代替地の造成工事のやり直しとさえ言われますが、国交省は表面的な対応で事態の收拾を図るものとみられます。

有害スラグは健康被害を招くだけでなく、水を含むと膨らむ性質があることから、地形の変状などの原因になりかねませんが、問題視する住民は少数です。国交省現地事務所では、有害スラグが大した問題ではないとの説明を行っており、市民団体がスラグをまいたという悪質なデマさえ流れました。ダム問題と同様、鉄鋼スラグの問題も、国交省に問題を丸投げしている推進派の有力者によってタブー視する状況が作り出されています。

吾妻渓谷で進む本体準備工事

一方、吾妻渓谷ではハッ場ダムの本体準備工事が進められています。

吾妻川の流れを遮り、本体工事区間をバイパスさせるための「仮締切工事」は、入札不調や梅雨の増水によって大幅に遅れましたが、10月末工期に間に合わせるべく、休日、夜間も工事が進み、渓谷上流部に堤高29メートルの小ダムができ上がりつつあります。

渓谷左岸では、本体工事の作業ヤードを造るための山の掘削工事が行われ、右岸でも工事用の道路建設が色づき始めた山腹を切り崩して進んでいます。

本体工事に向けて、測量開始

10月16日、吾妻渓谷では本体工事の予定地で測量が始まりました。

上毛新聞によれば、この測量は「起工測量」と呼ばれ、本体工事業者（清水建設等の共同事業体）が現地に入り、基準点を確認したり、設計コンサルタントが作製した設計図と地形などを照らし合わせる作業です。

上毛新聞はこの「起工測量」をもって本体着工とみなしています。しかし、国交省関東地方整備局が「15日現在で本体工事の工程などを示す計画書はJ Vから届いていないと説明し、本体工事の着工時期はわからない、としている」（10/16付け朝日新聞群馬版）ことから、他の新聞は今も本体未着工としています。

起工測量には約1カ月～数カ月かかるようです。いずれにしても、本体工事着手は目前に迫っているといえます。



▲「仮締切工事で建設中の小ダム」（10/15撮影）

吾妻川沿いの国道問題

吾妻川に沿って走る国道145号は、地域の人々にとって大切な幹線道路であり、生活道路です。また、



▲「水没予定地の国道の千歳新橋(下)と鉄橋」
(10/12撮影)

“日本ロマンチック街道”と呼ばれる観光ルートの一部であり、名勝・吾妻渓谷や天然記念物・川原湯岩脈をはじめとして、吾妻川の流れと周囲の岩山、自然林の織りなす風景を間近に楽しむことができる道でもあります。

しかし国と群馬県は、この国道を本体工事専用ルートとするため、廃道化の方針です。国交省現地事務所は水没予定地に残る住民らに国道廃道化の了承を求めており、これに反発する住民に同調圧力をかける会議が各地区で重ねられています。

国道廃道化は水没予定地に残る数少ない住民を追い出し、ダム事業をより円滑に進めることを目的としています。

ハッ場ダム事業による地域の破壊は、自然破壊とともに、さら

に惨い様相を呈しつつあります。

市民運動として何ができるのか、悩ましいところではありますが、厳しい状況と向き合い、下流域の方々にマスコミが報じない事実をできる限り伝えて行きたいと思います。

法律時報「ハツ場特集号」で元氣をもらい、原判決批判を続ける

弁護士 高橋 利明

東京事件の訴訟では、昨年の7月、上告申立理由と上告受理申立理由書を最高裁へ提出しました。そして、今年（H26年）の6月から9月までの間に、新たに証拠資料等を収集するなどして、補充書を4回提出しました。これらの補充書の要点をご説明します。

1 基本高水の説明ができない国土交通省

このハツ場ダム訴訟は、ハツ場ダムは、東京都にとって利水上も治水上も不要であり、東京都にとっては同ダムの建設費負担金や受益者負担金の支出は許されないものであるから、国土交通大臣の納付通知に基づいて請求されている負担金の支出の差止めを求めるというものです。

利根川の「基本高水流量」は、既往最大の昭和22年9月のカスリーン台風洪水のピーク流量が毎秒1万7000m³であったとして、この流量を出発点として治水計画が進められてきました。それが昭和55年に突然、同台風時の上流部での大きな氾濫を考慮（「氾濫戻しの計算」）すると、毎秒2万2000m³と計算されると言い出して、1度の河川審議会の審議で決めてしまったのです。そして、この訴訟になってからも、基本高水を改めた理由を同様に説明しました（甲20号証の関東地方整備局の「回答」）。しかし、原告側の反証でそれが怪しくなると、打って変わって、「毎秒2万2000m³は今後の流域の開発の進行を考慮した「将来の計画値」だ」と説明を改めてきました（甲B90号証の「回答」）。

しかし、日本学術会議での基本高水の検証作業が進むと、今度は、もう一度、現在の基本高水の流量はカスリーン台風洪水の氾濫戻しの計算結果である（甲B158号証）と、二転三転したのです。国土交通省は、自らが策定した基本高水流量について、説明ができないのです。

2 計画の不合理性に目をつむり、立証責任を逆転させた高裁判決

われわれは、こうした治水計画の基本的な不合理性を主張しましたが、高裁判決（H25.3.29）は、こうした主張には何も答えず、「国土交通大臣の納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるとは認められない」（54頁ほか）と判決したのです。

裁判所はどのようにこのような判断をしたのか。治水計画の合理性の説明責任を行政庁側に負わせて、ハツ場ダムの利水上、治水上の必要性の説明を果たせなかった場合には行政計画は違法となるという審査基準を採用したとしたら、上に述べたように、国土交通省は、基本高水の毎秒2万2000m³の説明をすることすらできないので訴訟の結果は反対になってしまうだろう。そのことを恐れたからに違いありません。

そして、裁判所がこのような違法性の審査基準を採用するためのからくりが、「一日校長事件最高裁判決」という判例の引用なのです。これを先例として引き、先行して独立の行政機関の決定や処分（国土交通大臣の納付通知）が行われている場合には、地方自治体はこれを尊重する義務があるのだという理屈を立てたのです。しかしこれは、明らかに「一日校長事件最高裁判決」の判決の解釈を捻じ曲げるものであり、弁護団は、高裁での審理中からも準備書面でこのことについて重ねて指摘し強調してきました。

3 一日校長事件最高裁判決の引用の批判－「ハツ場ダム訴訟の論点」から

弁護団は、上告受理申立理由書等の提出後も補充書の作成を目指し、学者方からも原判決への所見について教示を受けるなどの努力を重ねてきました。こうした流れの中で、本年6月号の法律時報に、「小特集ハツ場ダム訴訟の論点」の発行をみることになりました。

その特集号では、田村達久早稲田大学教授、野呂充大阪大学教授、人見剛早稲田大学教授らが、一日校長事件最高裁判決の誤った引用について、厳しく批判を展開されておりました。「補充書その1」と「補充書その2」では、3教授の論文に依拠して、原判決の誤りを厳しく指摘しました。

3教授の論文の共通する論旨は、「引用の一日校長事件住民訴訟最高裁判決の事案と本判決のそれとでは

まったく事案を異にする。」「法主体間関係であれば、費用分担者(都)が自身の負う義務の適法性、その内容の適正性を自ら確認、検証することができると考えるのが当然であろう。それ故、本判決の上記の評価、判断は不適切」とするものでした(詳細は東京の会ニュース 38 号の西島弁護士解説を参照)。

東京高裁判決が一日校長事件最高裁判決をひいて、原告側に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」の立証責任を負わせたことの誤りを強調したのです。最高裁も、このような諸学者からの批判を無視できないはずです。弁護団は大きく勇気づけられました。

4 原判決の「立証責任の逆転」批判—伊方原発最高裁判決から

「補充書その3」においては、「伊方原発最高裁判決」をひいて、原判決の立証責任転換の違法な判断を批判しました。

「当該原子炉施設の安全審査に関する資料を全て被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、①被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、②被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」(番号と下線は筆者による)。

伊方原発最高裁判決は、われわれの前記「2」の主張をバックアップするものです。

5 重ねて「基本高水流量の不合理性」批判—梶原意見書を得て

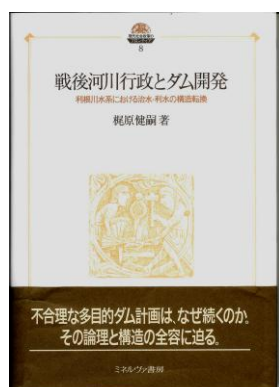
梶原健嗣さんが、「戦後河川行政とダム開発」という大著を著わしました。

「カスリン台風洪水の実績洪水流量と再現流量の間で、この 5,000m³/s の差異が氾濫戻しによって説明できるものでなければ、この基本高水流量は事実の基礎を欠くものになってしまう。……後に、国交省が提示した 7,700 万 m³ という氾濫量は、「洪水、山に登る」架空の氾濫を前提とするという不合理な推論であり、やはり、氾濫戻しで 5,000m³/s 分増えるという試算は基礎付けられない。」(梶原意見書 甲 A24 号証)。

「補充書その4」においては、前記「1」で述べた利根川の基本高水計画の説明の矛盾と破綻を、梶原意見書に基づいて重ねて指摘をしたところです。

以 上

なお、日本評論社の「法学セミナー」12月号では、「公害環境訴訟の現場」という特集が予定されており、小生の「八ツ場ダム住民訴訟—「仮想の大氾濫」でも司法審査をパス」という小論が載る予定です。



最高裁に参考資料として提出された梶原健嗣さんの著書

『戦後河川行政とダム開発—利根川水系における治水・利水の構造転換』

(ミネルヴァ書房 シリーズ 現代社会政策のフロンティア

2014年06月30日刊 404ページ 7,500円+税)

朝日新聞等に書評が掲載され、高い評価を得ています。

沖大幹氏講演会「水危機 ほんとうの話」報告

文責 遠藤保男

7月26日に沖大幹氏（東京大学教授）講演会「水危機 ほんとうの話」が全水道会館4階大会議室で開かれました。ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、ハッ場あしたの会、水源開発問題全国連絡会、利根川流域市民委員会が共催団体、全水道の水情報センターが後援団体となりました。当日は約100名の方が参加しました。

今後は温暖化の進行により気候変動が激しくなって、雨の降り方がこれまでと大きく変わり、降るときと降らないときが極端になって、大渇水と大洪水が増えてしまう、とされています。海外では砂漠化が進行し、水不足が深刻化されていると言われていますが、日本でもそうなのでしょうか？

その対応として、「国土強靱化」と絡めたダムやスーパー堤防の建設が声だかにさげられる恐れが十分にあります。私たちはこの問題をどのようにとらえればよいのでしょうか。

それにはまず、気候温暖化現象の実態とその問題性について正しい認識を持つことに取り組むことにしました。

沖大幹教授は水文学の第一人者であり、国交省の数々の審議会の座長や委員を務めてこられました。傍聴を重ねる中で、「『ダム等の施設建設は必ずしも有効ではない』、という考えを同氏は持たれているのでは」、と私は期待感を持ちました。彼に気候変動に関する世界の知見、日本の水の実態、彼が考える水政策の方向性についての講演を依頼することに私は諸手をあげて賛成しました。

7月26日当日は2部に分け、深澤さんの司会で進行了しました。

第一部の沖先生の講演は分かりやすく多くの示唆に富むものでした。「地球温暖化は科学的にかなり確実だ、少なくとも備えておくべき現象だ」と納得できました。とりわけ降雨については「海水温が高くなる影響が出る。年間総雨量はそう変わらないが、豪雨と日照りが激しくなる恐れがある。それをハードでしのぐには無理がある」とのことでした。先生の話の中で印象に残ったのは、水不足の原因についての考察です。「水は循環するもので、その循環にありつけるか否かは貧富の差で大きく異なっている。水問題は貧富の問題でもある」という指摘は特に印象に残りました。



▲第二部 沖先生（左）と嶋津さん（右）の対談

第二部の沖氏と嶋津暉之氏との対談は、まず嶋津氏が問題提起をして質問し、それに対して沖先生が答える方式で進みました。対談の大きなテーマはこれからの水行政、河川行政がどのような方向に進もうとしているのか、また、どのような方向に進めなければならないかということでした。

審議会の中で「スーパー渇水、ゼロ水を絶対起こさないよう備えるべきだ」と強く主張する学者がいることについては、非現実的だとやんわり批判し、ダム推進に関して「国交省の中にもいろいろな考えの人がますよ」と発言したのが印象的でした。その一方、「400年かけてスーパー堤防を造るのは悪いことではない」という考えを示されたことに対しては、強い反発がありました。そうだとしたらなんで今、こんなに性急に住民を追い出そうとするのでしょうか？ 400年先をイメージして水政策を考えてみるのも、もちろん大事なことです。それがスーパー堤防につながるのには疑問を感じました。

沖氏は「違う立場の方の意見を直接聞くことが自分にはとても大事だ」と、率直、誠実に質問に答えてく

ださいました。明るいオープンなお人柄もあって、会場は何度も笑いに包まれ、今後も垣根を越えて意見交換、議論していくことの可能性、重要性を感じとることができました。

沖氏の講演スライドは水源連ホームページの下記 URL をご覧ください。

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2014/07/f3b781b4e185505901cd70016d60c415.pdf>

嶋津氏が問題提起の説明に使ったスライドは水源連ホームページの下記 URL をご覧ください。

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2014/07/10187df4fdb25ef5833e4b07cb55de23.pdf>

当日のビデオ録画は下記 URL をご覧ください。

第一部 開会挨拶と沖大幹氏講演 <http://youtu.be/8Zr80Cbh-fI> 1:13:31

第二部 沖氏と嶋津氏の対談 閉会挨拶 http://youtu.be/a1C8bNby_8I 1:30:39

リニア見切り発車 あとは残土の山となれ、か？

国交省工事認可 抗議集会10月17日

10月17日国土交通省はJR東海のリニア中央新幹線計画について工事認可を行った。これまで自治体や住民、環境省などからも重大な環境破壊の懸念を問いただしてきたが、事業者はそれに答えるつもりは毛頭なく、そのずさんな報告に対して国交省は指導もせずに着工を認めてしまった。

認可の当日午後にリニア新幹線沿線住民ネットワークは、日本自然保護協会、公共事業改革市民会議とともに参議院議員会館で抗議集会を開いた。

国交省の担当者に対して「抗議文」を手渡し、リニアの環境問題であらためて質疑を行った。

大赤字計画

経済学の先生から指摘されていたことだが、JR東海の社長さえ「リニアは絶対ペイしない」と明言している。東海道新幹線の利益を回していくことになるが、乗客もリニアに回すので両方が赤字になるだろうことは目に見えている。国交省は「JR東海としては採算がとれる・・・」という無責任な言い方をしている。原発再稼働を主張する葛西名誉会長は、会社も日本経済も私たちの未来も博打につぎ込もうとしている。

トンネル残土は何処へ？

東京から名古屋までを時速500キロ、40分で結ぶという中央リニアは86%以上がトンネル。これによって出る残土は全線では6,350万m³にもなる。JR東海は「90%以上を再利用する」と評価書に記しているが、その具体的な行方はほとんど決まっていない。

長野県大鹿村は「美しい村」として知られているが、この静かな村にトンネルの穴が開き、残土運搬のダンプが1日約1700台通行することになる。これが12年間も続くとなれば環境も生活もその破壊は甚だしい。大鹿村議会は全会一致で「具体策が示されるまで工事实施計画の認可をしないことを求める」意見書を10月3日、決議していた。

大井川の水が減少

柴崎直明福島大学教授は「JR東海の方法書の地下水への影響についての報告は非常にズサン。『解析プログラム』は30年も前のもので、まだコンピューターのなかった時代のもの、方程式も古い。水収支の解析ではデータの入力によって数値が変わって来るものだ。」と厳しく批判している。そのズサンな報告でも、大井川の水が毎秒2トン減少する、ということは認めざるをえなかった。この量は、流域の静岡市など7市町的生活用水と同量になるとして、7市町は懸念を表明している。山梨実験線でもすでにトンネル工事により笛吹市などで一級河川の天川が涸れ、沢の水が何箇所も、また多くの井戸も涸れている。

磁界の影響

リニアは磁力で走行するため、しゃへいしても車内外に強い磁界が発生する。JR 東海はこの測定データをずっと公表してこなかったが、昨年 12 月に測定を実施しこれを報道に公開した。しかしその数値も周波数が明らかにされていない。その後 9 月に朝日新聞も試乗で測定しているが、強いところでは、床から約 30 センチの高さで壁に付けると、0.85mT を示した。あえて床に着けた場合は 0.92mT などが測定されている。しかしいずれも発表は静磁界のガイドラインで比べているので、いかにも低くて安全そうに見える。変動磁界は 50Hz のとき 0.2mT つまり 200 マイクロテスラがガイドラインなので、仮に 50Hz なら床上でオーバーしているのである。測った測定器ナルダの ELT-400 は周波数を 1Hz~400kHz、10Hz~400kHz、30Hz~400kHz のようにレンジを変えて測定できる。どのレンジで測ったのかも不明で基準値に対してのパーセントでしか出さない。つまり都合のいい部分のみ公表して「すべて公表している」と称しているのだ。

JR 東海は準備書などで「変動磁界はほとんどありません」の一言で片付けている。結局、電磁波（磁界）については国も何らの検証もせず健康影響についての議論もなしで認可へ来てしまった。

新幹線の 4.5 倍の電力消費

リニアの電力について推進側は「新幹線の 3 倍」と言ってきた。ピーク時には 40 倍だ、とか原発 5 基分だという説もあり論争があったが、阿部修治氏（産業技術総合研究所）の計算によると、速度が 500 キロになると空気抵抗や磁気抗力などが強くなり、結局 4.5 倍の電力が必要になるとのことだ。

https://staff.aist.go.jp/s.abe/Kagaku_201311_Abe_reprint.pdf

原発推進と同根のリニア推進

仮に「新幹線の 3 倍」だとしても、十分すぎる浪費だ。JR 東海の葛西名誉会長は「原発再稼働」の主張を再三にわたり新聞に寄稿し、その中には、「国民は原発のリスクを覚悟すべきである」、とまで書いている。安全性を犠牲にしても構わない、という考えの主がリニア推進企業のトップなのだ。

相模原、車両基地建設で 40 軒立退きに

相模原市に計画されている、リニアの車両基地、その面積は 50ha、保守基地 3ha も併設される、という広さになっている。ここに土砂を高さ 30m にかさ上げし、その上に 8 階建ての事務所棟も建設されることになるという。

計画地は昨年 9 月の準備書の段階では長方形の点線で概略示されていたがそこには鳥屋小学校、鳥屋中学校も含まれていた。評価書で新たに示された図では学校は避けられた。しかし民家が 40 軒立退きを迫られることになり、環境の激変に住民たちの懸念が広がっている。写真の立て看板は同様のものが合計 6 箇所立てられている。

私たちの国交省への声明は以下のように結ばれた。

「スピードの追求だけが目的のリニア新幹線を国民は必要としているのでしょうか。このような段階で、国交大臣が拙速に着工認可を下したことに抗議し、直ちに撤回するよう求めます。」

2014 年 10 月 17 日

リニア新幹線沿線住民ネットワーク

(リニア・市民ネット 懸樋哲夫)



▲相模原市緑区鳥屋に計画されている車両基地予定地の看板。この看板は同様のものが 6 枚立てられている。



ハッ場あしたの会現地見学会に参加しました

10月19日（日）午後、好天に恵まれ、マイクロバスで精力的に現地を案内して頂きました。参加者は32名、開通したばかりのハッ場大橋から水没予定地一帯を見下ろし、紅葉の美しさと、あまりのもったいなさに、静かな怒りと悲しみがこみ上げてきました。

渓谷沿いの国道、橋の上などを、「美しい渓谷を壊さないで ハッ場ダム建設反対」と書いた横断幕を掲げて歩きました。（深澤）



←ハッ場大橋の上を、横断幕を掲げて歩く



▲正面のV字谷に、向こうの景色が見えなくなる程のダム堤がそびえ立つ。ハッ場大橋の巨大な陰が錦の河畔林に影を落としている。

ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会

今、川とひとを分断するもの

～1997 河川法改正の理念を取り戻そう！～

日 時：2014年12月14日（日） 13:30～16:30

会 場：全水道会館 4階大会議室

講 演：「河川法改正が目指したもの」

尾田栄章さん（元建設相河川局長）

旧建設省局長として、「河川環境の整備と保全」「関係住民の参加」を求めるなど、河川法改正を主導した。1998年退職。現在、福島県広野町の任期付き職員として、復興・再生事業に携わる。＜主な著書＞「セーヌに浮かぶパリ」（東京図書出版会）、「みちのくに徹する」（山海堂）

報 告：・嶋津暉之さん（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表）

・高橋利明さん（ハッ場ダム住民訴訟弁護団長）

・各都県から

参加費：500円

連絡先：ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 T/F 090-6560-5119（入江あき子）

***注意！**一部の方に開催日時を「12月14日（土）」と記したチラシをお配りしましたが、正しくは日曜日です。申し訳ありません。お間違いのないようお気をつけください。（深澤）

☆会員ならびに支援者のみなさまへ ☆

前号で会費納入とカンパのお願いをいたしました、おかげさまで順調に納入していただき、心より感謝申し上げます。今後ともご支援下さいますよう、よろしくお願いいたします。

ハッ場ダムをストップさせる東京の会 会計担当 田中

■会費：1000円/年 振替：00120-8-629740

